

岩手県立岩谷堂高等学校 学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題の多くは、学校生活に関わる人間関係のもつれに起因しているため、いじめの根絶に向けて、教職員と生徒、生徒どうし、及び教職員と保護者等が人間関係をどう築いていくかを考え、学校が一丸となって、心の通い合う教育実践をより一層充実させていく必要がある。

学校および家庭がいじめの問題に取り組み、命の尊さや人と人との関わりについて、生徒に真剣に考えさせていくことは、本校の教育の質的向上を図る上からも重要な意味をもつものである。

本校は、すべての生徒の健全育成及びいじめのない学校の実現を目指し、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国の平成25年9月施行「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）平成25年10月大臣決定「いじめ防止等のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び平成26年4月策定（平成29年9月改定）「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」をもとに、「岩手県立岩谷堂高等学校学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 岩手県立岩谷堂高等学校 学校いじめ防止基本方針

本校は、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。その際、国の基本方針、県および市町村の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「岩手県立岩谷堂高等学校学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）として以下のとおり定める。

2 学校基本方針の内容

(1) いじめの防止のための取組み

本校は、いじめ防止のための取組みとして、以下のことを行う。

ア 生徒に対し、担任、年次団、生徒指導課を中心として全教職員が、学校基本方針のもと、日頃から一貫しいじめの理解指導及びいじめの防止指導を行う。

イ 学習活動、特別活動、部活動等の学校教育活動全体で、機会を捉えていじめ防止の意識啓発及びいじめ防止指導を行う。

ウ 年4回「いじめに関するアンケート」を行い、結果を分析し、いじめの有無の確認及びいじめ防止の継続した指導を行う。

エ 保護者に対し、入学式、PTA総会、年次PTA、三者面談等がいじめの理解及びいじめの防止に関する協力・連携をお願いする。

オ 地域の小・中学校及び地域住民にいじめ防止についての理解と協力・連携をお願いする。

(2) 早期発見・早期対応の在り方

本校は、いじめの早期発見・早期対応について、以下のことを行う。

- ア いじめの早期発見のため、日常の生徒観察、校内巡視、校外巡視を行う。
- イ 担任による生徒との個人面談を継続して行う。
- ウ 保護者との連絡を密にし、家庭での生徒の変化等を把握に努める。
- エ 地域住民、警察官等からの提供情報を確認し、いじめの発見に努める。
- オ いじめが発見された場合には、情報収集を速やかに行い、いじめ問題対策連絡協議会を設置して事実確認、調査、調整、報告、連携を図り、全教職員の共通理解のもと指導体制を構築し、いじめの解消に向けた指導を行う。

(3) 教育相談体制

本校は、いじめに関する教育相談体制を構築し、以下のことを行う。

- ア 副校長、年次長、厚生課長、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーにより、毎月「教育相談会」を行い、生徒のいじめに関する情報収集を行う。
- イ 毎週月曜日に、カウンセリングを希望する生徒及び保護者に対しスクールカウンセラーによるカウンセリングを行う。
- ウ 担任、養護教諭、学校医の連絡・連携を密にし、いじめに関する教育相談及びいじめ防止、いじめ解消に向けた指導を行う。

(4) 生徒指導体制

本校は、いじめに関する生徒指導体制を構築し、以下のことを行う。

- ア 教職員は日常の学校生活を観察するとともに、定期考査最終日に、全校生徒を対象にいじめアンケートを実施する。
- イ いじめが発見された場合には、情報収集を速やかに行い、加害生徒・被害生徒の保護者に連絡する。
- ウ 担任・年次長・生徒指導課長等で事実関係を把握し、副校長に報告し、校長のリーダーシップの下、全教職員による一致協力体制を構築する。
- エ いじめ問題対策連絡協議会を設置して、事実確認、調査、調整、報告、連携を図る。
- オ 職員会議で全教職員に報告し、事実関係の共通理解を図る。
- カ 指導方針・指導体制を決定し、いじめ解消に向けた指導を行うとともに、被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- キ 事実関係が重大事態（法第28条第1項第1号の「生命、心身または財産に重大な被害」に該当するもの）と判断された場合は、岩手県教育委員会等に直ちに報告する。

(5) 校内研修

本校は、いじめ理解、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめの解消

に向けた指導について、全教職員の共通理解を図り、効果的な指導を実現するため、全教職員で校内研修を行う。なお、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係わる内容とする。

また、策定した「学校基本方針」については、学校のホームページなどで公開する。

3 いじめ問題対策連絡協議会の設置

本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織として、岩手県立岩谷堂高等学校いじめ問題対策連絡協議会を設置する。当該協議会の構成員は、校長、副校長、生徒指導主事、厚生課長、関係する年次長、関係する学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係する部顧問とする。必要に応じて、スクールカウンセラー、岩手県教育委員会経営指導主事、児童相談所相談員、岩手県警察官、学校医、学校評議員その他専門的な知識を有する第三者の参加や助言を求めより実効的ないじめ問題の解決に資する。

4 いじめに対する措置

(1) 本校でいじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず速やかに組織的に対応し、必要に応じ、当該生徒に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講じ、または、当該報告に係わる事案について必要な調査を行う。

(2) いじめを行った生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずることができるよう、県教育委員会と連携協議を行う。

5 本校の調査機関の設置

本校では、基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、重大な事案の発生等でその必要が認められる場合、県教育委員会に報告・協議の上、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性、中立性を確保した調査機関を設置することもある。

調査機関の主な機能については、以下のとおりである。

(1) 本校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

(2) 本校におけるいじめの事案について、設置者である県教育委員会に報告連携しながら、自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。

6 重大事態への対処、調査及び報告

(1) 本校は、法第28条第1項第1号の「生命、心身または財産に重大な被害に該当する重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに本校の下にいじめ協議員、必要に応じて専門的な知識を有する第三者を加えた協議会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係わる事

実関係を明確にするための調査を行う。

重大事態の例

- 生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合

(2) 本校は、前項の規定による調査を行った場合には、当該調査に係わるいじめを受けた生徒およびその保護者に対し、当該調査に係わる重大事態の事実関係等その他の必要な情報について情報を適切に提供する責任がある。

(3) 本校が調査を行う場合においては、県教育委員会に調査および情報の提供について必要な指導および支援を求める。

(4) 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、岩手県教育委員会に重大事態を調査する組織を設け、重大事態の調査結果の提供及び報告を行う。

7 学校評価等の留意点

(1) 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

(2) 教職員は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見に努め、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等の記録書の作成を迅速に行う。

8 学校運営改善

(1) 教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を行う。

(2) 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員や学校関係者評価委員会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。